

注：本Q & Aにおける「指定校変更」には「区域外就学」を含みますが、区域外就学は自治体をまたぐため、厳しい審査になります。

各申請にあたっては、それぞれの事務処理基準（指定校変更・区域外就学）を事前にご確認ください。

Q1

通学路の交通量が多く危険に思うが、指定校変更できますか？

A1

通学区域は学校施設の規模、学齢人口等から定めており、学校が通学区域の中央に位置せず通学距離に差が生ずることや通学区域に踏切・幹線道路を含むことは避けられません。そのため、通学路は、ガードレール・信号機の設置状況や交通量などから、安全性が高く経路に合理性がある道路を選定しています。

通学路のご意見は通学路を使用する児童全員に関わることで、指定校の変更という個別対応ではなく、通学路の安全確保・経路の検討等の視点から対応すべきことと考えています。したがって、通学路に関する事由での指定校変更は認めておりません。

Q2

隣の通学区域の小学校の方が指定校より近いのですが、近い小学校に入学できますか？

A2

事務処理基準では、希望校への通学距離が指定小学校への通学距離の2分の1以下の場合に承認できると定めています。通学距離は教育委員会が通学路に沿って計測いたします。ただし、基準を満たす場合でも、学級編制上等の理由やこれまでの承認事例から承認できない場合があります。

Q3

保育園の友達の多くが入学する指定校ではない小学校に入学できますか？

A3

幼稚園・保育園等の就学前の児童施設は、各世帯の状況や目的に応じた施設として選択されている結果、就学を希望する小学校の通学区域と必ずしも一致するものではありません。通学区域制度において、さまざまな場所の施設に入所されているお子様それぞれの交友関係を反映させることは不可能であるため、就学前における児童の交友関係を引き継ぐこと、または断絶させることを目的としての指定校変更は認めておりません。

Q4

弟（妹）が通う幼稚園や保育園の近くにある指定校ではない小学校に入学できますか？

A4

Q3の回答にあるとおり、各世帯の状況に応じた弟・妹の幼稚園や保育園等の利用状況を、兄・姉の小学校入学に際して反映させることは不可能です。

また、指定校変更は入学する児童等において、現に生じていることや確実に将来起こることによる通学の障害等を解消・軽減するための制度です。よって、例えば「兄弟姉妹が同じ方向の幼稚園と小学校に通っている方が、災害時等緊急時の引き取りの際に安心」というような、不確定な理由では承認することはできません。

Q5

兄姉が在籍する学校へ指定校変更できた場合、兄姉が卒業するまでの承認期限になるのでしょうか？

A5

事務処理基準では、『弟妹が同一の学校に同一期間通学させることが適当と認められる場合』と定めていますので、兄姉が在学する間の指定校変更が原則です。

しかしながら、兄姉の学年や通学距離、学校の学級編制状況等によっては、兄姉が卒業した後の期限を承認することもあります。

Q6

学校の教育方針が考えに合う（合わない）ことを理由に、指定校変更できますか？

A6

各校が掲げる教育方針等は、通学区域制による適正規模の安定した学級編制の上に成り立つものです。したがって、教育方針等は、通学区域制によりその学校に入学する（している）お子様に対して示されたものであり、通学区域を越えて広く児童を募るためのものではありません。

また、教育委員会としては、各校とも練馬区立学校としての水準を確保した教育環境を提供していますので、教育方針等を理由とした指定校の変更は認めておりません。

Q7

指定校から離れた学童クラブに入りたいが、指定校変更できますか？

A7

学童クラブは就学に付随する保育サービスであり、義務教育である小学校就学の条件とはなりません。したがって、事務処理基準に学童クラブ事由は定められていますが、学童クラブ入会が決定したことのみに理由に指定校変更を承認できるものではありません。同様に指定校変更に関しても、学級編制や教育指導上等の事由よりも優先されることはな

く、学級編制上等の事由により承認できない場合があります。

また、「指定校は学校と学童が併設されていないため」や「学童が家と逆方面にあるため」等の事由により指定校変更の申請をされるケースがありますが、いずれも事務処理基準にある「やむを得ない事情」にはあたらないため、当該事由での指定校変更は認めておりません。

Q8

指定校変更は不承認だが、希望校の学童クラブ入会は承認になりました。学童クラブと学校が離れてしまうが、やはり指定校変更は認められないのでしょうか？

A8

Q7の回答にあるとおり、学童クラブの入会が決定したことを理由に指定校変更の承認はできません。

事務日程上、学童クラブの申請前に指定校変更の申請結果をお出しすることは困難であるため、指定校変更の申請結果が分かっただけで学童クラブに申込みすることはできません。結果、指定校変更申請が不承認となり、入会希望である学童クラブを辞退する状況が生じる可能性があります。

つきましては、学童クラブの申込みを伴う指定校変更申請の際には、不承認となる場合も想定して、「児童放課後居場所づくり（ひろば）事業」の利用等を含め希望校の学童クラブに代わる預け先をあらかじめご検討ください。

なお、学童クラブには通学区域のような区域による制限はありませんので、指定校と離れた学童クラブに通うことは可能です。

また、光が丘地区（光が丘第八小学校を除く）の学童クラブは、光が丘四季の香・春の風・夏の雲・秋の陽の全小学校に対応しています。よって、各小学校からいずれの学童クラブも利用することが可能ですが、学童に合わせて小学校を選べる制度ではないため、仕事帰りにお迎えに行きやすい等の理由による指定校変更は、原則認めておりません。

Q9

現在通っている学校の通学区域外へ引っ越しても、引き続き現在の学校に通えますか？
また、距離が遠くなった場合に車で送り迎えはできますか？

A9

小学生の通学距離としては、安全面・体力面から隣接する通学区域程度を適正と考えているため、基本的に指定校変更申請は隣接する通学区域の小学校までを対象としています。また、指定校変更が承認された場合の登下校の際には、安全配慮上、在籍校の通学区域に入るまで（通学区域を出てから）保護者等の同伴を求めています。

承認できるか否かは、申請理由、学校施設の状況、通学距離等から判断します。ただし、承認できる場合においても、学級編制上等の理由から承認期限を年度で区切ること（6年

生を除く。また、次年度の再申請は可能。)や安全確保のため、登下校に保護者が同伴すること等の条件を付すことがあります。

承認できない場合もあるため、予定の段階で構いませんので転居前(契約前)にご相談されることをおすすめしています。

なお、通学にあたっては、距離に関わらず徒歩によることとしており、自転車や自動車を利用することは認めておりません。

中学生の場合、距離に関しては小学生に比べ審査基準は緩やかになりますが、通学区域制を基本とする考え方は、小学生と変わりません。

また、中学生の通学は、公共交通機関の使用も認めていますが、自転車の使用や自動車による送迎は小学生同様認めておりません。なお、令和8年度から一部地域の中学校では自転車通学ができるよう調整中です。

Q10

転居予定があります。まだ物件は見つかっていませんが、現在物件を探している住所の学区内にあらかじめ指定校変更で通うことはできますか？

A10

転居予定により指定校変更が認められるのは、転居先がすでに決まっている場合に限りです。物件を探している段階では、該当の学区への転居が確定しているとは言えないため、指定校変更は認められません。

Q11

指定校変更事務処理基準の別表1に掲載されていない事由による申請で承認されることはあるのでしょうか？

A11

事務処理基準別表1に掲載されていない事由に基づく指定校変更の申請については、従来の承認事例を参考に個別判断と定めています。基準に掲載されていない事由は、事例に乏しく、今後の判断基準に影響することから基準に明示されている事由に比べ、より慎重に審査を行います。そのため、承認できる見通しは著しく低くなることが予想されます。

Q12

指定校変更した後、本来の指定校に転校するよう求められることはありますか？

A12

指定校変更の承認時に、承認期限をお示ししますので、その期間は指定校変更後の学校に通学することができます。承認期限の満了に際しては、引き続きの指定校変更申請をされれば、学級編制状況等を勘案した上で、改めて承認できる場合があります。

ただし、指定校変更の申請理由が消滅した場合は、承認期限に関わらず住所地に基づく本

来の指定校に転校していただくことがあります。

Q13

同じ申請事由でも承認されやすい学校とされにくい学校があると聞きました。

A13

事務処理基準は、指定校変更に関する括的な基準として規定したものです。指定校変更の審査に際しては、申請されたご世帯の状況、在籍する学校・希望する学校の学級編制等の状況、今後の学齢人口の見込み等から総合的に検討を行いますので、同じ事由による指定校変更申請であっても1件1件内容は異なります。

そのため、学校の違いに限らず、同じ学校においても審査結果が異なることがあります。

また、学校施設や学校運営に支障が生じる場合には、限定的な承認に限らせていただくため、特定の事由における指定校変更申請をお断りせざるを得ないこともあります。

教育委員会としては、通学区域制の原則を保ち学校運営の安定化を図ることと、申請者の要望に沿うことの両立を目指して審査を行っています。